

## 欧州の銀行の危機管理の枠組みに関する報告書

小立 敬

### ■ 要 約 ■

1. 2010年10月20日、欧州委員会は、「金融セクターの危機管理のためのEUの枠組み」と題した報告書を公表した。これは、銀行および投資銀行を含む一部の投資サービス会社を対象に、EUにおける危機管理および破綻処理(レゾリューション)の枠組みを提示するものであり、クロスボーダーの金融機関か、国内金融機関かを問わずに適用される包括的な枠組みである。EUの枠組みは、①準備的・予防的な措置、②監督上の早期介入、③破綻処理の手段・権限で構成されている。
2. 準備的・予防的な措置としての回復計画および破綻処理計画の策定については、回復計画は金融機関が策定することになるのに対して、破綻処理計画は当局が策定することとなっていることが特徴である。金融機関は破綻処理計画の策定に必要な情報を提供するなど、破綻処理当局や監督当局に協力する必要がある。
3. 早期介入については、新たな権限として、配当停止の権限、経営者や取締役の更迭を求める権限、過度のリスクをもたらす業務やビジネス・ラインの売却を銀行に求める権限を手配しようとしている。また、問題のある金融機関を対象にその経営を引き継ぎ、または既存の経営をサポートするための特別管理人を選任する権限が当局に与えられる。
4. 破綻処理の枠組みについては、金融機関が破綻しても金融の安定に問題がなければ、倒産法に基づく「秩序だった清算」が行われる。金融の安定に問題が生じる場合は、基本的には「秩序だった解体」が適用され、ブリッジバンクへの承継、ビジネスの売却、資産の分離が行われる。さらに、本質的に重要なビジネスであったり、極端に金融環境が悪化した場合には、「ゴーイングコンサーンとしてのリストラクチャリング」が採用される。この場合、債務の削減や債務のエクイティへの転換が行われ、債権者の一定の損失負担の下でゴーイングコンサーンとして銀行機能は維持される。
5. 欧州委員会は、EUの危機管理の枠組みに含まれる取り組みとして、2011年6月までに銀行の回復・破綻処理に関する法案を策定する予定を明らかにしている。

## I. 欧州委員会による報告書の公表

2010年10月20日、欧州連合（EU）の行政機関である欧州委員会は、「金融セクターの危機管理のためのEUの枠組み」と題したコミュニケーション（報告書）を公表した<sup>1</sup>。EU域内のすべての銀行（credit institutions）および投資銀行を含む一部の投資サービス会社（investment firms）を対象にして、EUにおける危機管理およびレゾリューション、すなわち破綻処理の枠組みを提示するものであり、クロスボーダーの金融機関か、国内金融機関かを問わずに適用される包括的な枠組みである<sup>2</sup>。欧州委員会は、銀行の回復・破綻処理の方法に関する法案について、2011年6月までに策定する予定を明らかにしている。

こうしたEUレベルでの危機管理の枠組みの検討の背景には、金融危機の結果として、金融機関の規模が大きくてつぶせないというトゥー・ビッグ・トゥ・フェイル（TBTF）の問題が認識されたことがある。また、EUでは国家財政の規模に比べて金融機関の規模が大きいと政府の救済能力を超えてしまうというトゥー・ビッグ・トゥ・レスキュー（TBTR）の問題も認識された。欧州委員会によると、EU各国政府が金融危機の際に行った金融支援は、コミットされた金額でみるとEUのGDPの30%に達し、実際に使われた金額ではGDP比13%に上っている。金融セクターの救済のために巨額の財政負担が生じたEUでは、とりわけ納税者負担の回避の必要性が強く認識されることとなった。さらに、政府の介入の結果として、調和のとれた市場を目指すEU域内市場ではレベル・プレイング・フィールドへの重大な影響が懸念されている。こうした問題意識を受けて、EUレベルで危機管理の枠組みを構築するための検討が始まっており、すでにいくつかのコンサルテーションの実施など具体的な取り組みが行われている。

以下では、欧州委員会が提示したEUの危機管理の枠組みについて概観する。

## II. 危機管理、破綻処理の目的

欧州委員会は、EUにおける金融機関の破綻処理のあり方は、納税者のコスト負担を回避しつつ、金融機関の種類や規模を問わずかつ金融の安定性に対するリスクを避けながら、危機に陥った金融機関、特にシステム上重要な金融機関（Systemically Important Financial Institutions; SIFIs）を破綻させる枠組みであるとしている。そして、欧州委員会は銀行セクターにおける危機管理および破綻処理の枠組みについて、達成すべき明確な目的を掲げている（図表1）。

<sup>1</sup> European Commission, “An EU Framework for Crisis Management in the Financial Sector,” Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Central Bank, COM(2010)579 final, 20.10.2010.

<sup>2</sup> なお、保険会社、投資ファンド、中央清算機関（CCP）を含むその他の金融機関を対象にした危機管理、破綻処理の枠組みについては、2011年末までに欧州委員会が報告を行う予定としている。

図表 1 EU の危機管理および破綻処理の目的

<p>■ 予防・準備の最優先 包括的な計画および予防措置によって、当局および金融機関によるレゾリューションへの備えを促し、金融システムのリスク削減を図るその他の改革を補完</p>
<p>■ 信頼あるレゾリューション・ツールの提供 影響拡大のリスクを最小化し、保証対象預金者の継続的な預金へのアクセスを含む本質的な金融サービスの継続性を確保しながら、金融機関を解体するオプションを当局に付与</p>
<p>■ 迅速かつ決定力のある行動の実現 権限とプロセスを明確化し、いつ当局が介入を行えるか、いつ措置が図られるかに関する法的な不確実性を除去</p>
<p>■ モラルハザードの削減 株主および債権者に適切な損失を割り当て、公的資金を保護することによりモラルハザードを削減。少なくともレゾリューションのコストは株主の負担となり、できる限り債権者には債権順位を考慮しながら負担を求め、必要に応じて銀行セクター全体に負担を要求</p>
<p>■ クロスボーダーの金融グループの円滑なレゾリューションへの貢献 域内市場の最小限の混乱に留め、公正なコスト分担と本質的な銀行サービスの維持を確保</p>
<p>■ 法的確実性の確保 法的確実性と第三者に対する適切なセーフガードを確保。公益上必要かつ正当化される場合にのみ財産権の侵害を禁止。銀行が整理された場合と同程度の取り扱いを債権者が受けることを確保</p>
<p>■ 競争に与える歪みの抑制 政府介入に伴う欧州レベルでの金融セクターのレベル・プレイング・フィールドの歪みを解消。レゾリューションの枠組みの下で認められる政府による救済は、EU条約の規則、域内市場と両立する必要</p>

(出所) 欧州委員会より野村資本市場研究所作成

### III. 危機管理の枠組み

欧州委員会が提示する危機管理の枠組みは、①準備的・予防的な措置 (preparatory and preventative measure)、②監督上の早期介入 (early intervention)、③破綻処理手段 (resolution tool)・破綻処理権限 (resolution power) で構成されている。なお、早期介入の権限は、EU 域内の銀行の自己資本規制である資本要求指令 (CRD) においてすでに手当てされている。また、新たな危機管理の枠組みの下では、EU 加盟国がそれぞれ破綻処理に関する権限を発動する破綻処理当局を特定することが求められる。報告書は、既存の仕組みでは、各国の財務省、中央銀行、預金保険制度が金融機関の破綻処理に対して責任を有しているが、多くの加盟国では先送りのリスク (risk of forbearance) の最小化が重要であるという点を考慮し、破綻処理当局と監督当局の分離を図っていることを指摘する。

#### 1. 準備的・予防的な措置

欧州委員会は、準備的・予防的な措置として、①監督の強化 (reinforced supervision)、②資産の移動性 (asset transferability)、③回復・破綻処理計画 (recovery and resolution plan)、④予防的な権限 (preventative power) を挙げている。

##### 1) 監督の強化

欧州委員会は CRD の監督の枠組みの下で、リスク評価を踏まえた規制対象機関ごとの監督プログラム (年ベース) の策定、より幅広いより体系的なオンサイト検査の実施、よ

り頑強な規制、より強力でフォワードルッキングな監督上の評価を求めることを提案している。

## 2) 資産の移動性

欧州委員会は、金融機関のグループ内エンティティが流動性ストレスに直面している場合を含め、グループ内で資産の移動を行う環境や条件を特定する措置を検討している。また、エンティティが置かれている加盟国の金融の安定の維持のために、債権者および株主の権利の保護のために、必要なセーフガードを含むグループ内の流動性管理の枠組みを構築する方針を示している。

## 3) 回復計画および破綻処理計画

大手金融機関の破綻に備えた措置として、国際的なレベルで回復計画および破綻処理計画に関する議論が行われている。欧州委員会は、回復計画や破綻処理計画を効果的な危機管理の枠組みに必要な構成要素として位置づけており、回復・破綻処理計画に関する国際的な議論に参加し、国際レベルの検討との一貫性を図るという方針を示している。

回復計画については、この枠組みの適用対象となる銀行および投資サービス会社は、金融機関単体またはグループ単位で、流動性、資本調達、リスク削減に対処するための多様なシナリオによる計画を策定し、そのアップデートを図ることが求められる。回復計画は、詳細でかつ現実的なものであることが期待され、公的資金による支援を考慮に入れてはならない。ただし、金融機関の規模や資金調達ソースの性格、グループまたは他の部門からのサポートが信頼に足るものである場合にはその程度を考慮することとなる。欧州委員会は、回復計画は金融機関に応じてバランスのとれたものとする考えを述べている。回復計画が包括的でその存続可能性を回復できるかどうかについて評価を行うために、金融機関は監督当局に回復計画を提出することが求められる。

一方、破綻処理計画は、銀行や投資サービス会社の破綻時にそのビジネスを秩序だった方法によって、承継または解体することを可能にするために必要となる。欧州委員会が検討する破綻処理計画は、国際的な議論とは異なり、破綻処理当局または監督当局が策定することになっている点が大きな特徴である。金融機関は必要な情報を提供するなど破綻処理当局や監督当局に協力する必要がある。例えば、破綻処理計画を策定するには、グループのストラクチャー、グループ内の保証、サービス品質保証 (service level agreement)、契約およびカウンターパーティ、債務、カストディ契約、IT システムおよび人材に関するオペレーション上の情報が必要となることから、金融機関はこれらの情報を当局に提出しなければならない。

回復計画、破綻処理計画は、エンティティ・レベル、グループ・レベルの双方で策定することが求められるとしており、それらは後述の破綻処理カレッジ (resolution colleges) における関係当局による承諾が必要になる。

#### 4) 予防的な権限

欧州委員会は破綻処理計画の補完的な措置として、破綻処理当局が金融機関単体またはグループの破綻処理を行う際、破綻処理に支障が生じることを認識した場合に適用する監督当局による予防的な権限を検討している。それは、法的枠組みの下で破綻処理の実行可能性を確保するため、破綻処理当局との協議の上、監督当局がビジネス・オペレーションおよびコーポレート・ストラクチャーの変更を含む措置を受け入れることを金融機関に求める権限である。具体的には、エクスポージャーの制限または変更、レポートの頻度増加、特定業務の制限または禁止、グループのストラクチャーの変更（法的エンティティにおける特定業務のマッピングを含む）などが検討されている。

## 2. 早期介入

欧州委員会が検討する危機管理における2つ目の枠組みが監督当局による早期介入である。欧州委員会は、早期の段階でエンティティ・レベル、グループ・レベルで生じる問題に対処し、問題の悪化を避け、回復を確実なものにするために、早期介入の必要性を主張している。すでに監督当局にはCRDの要件を満たさない銀行に対する早期介入の権限が与えられており、さらに十分に早い段階における監督当局による早期介入を可能にするために、CRDの要件を満たさないおそれのある銀行や投資サービス会社にも権限が適用できるよう条件を広げる方針が述べられている<sup>3</sup>。

### 1) 監督上の権限

早期介入に関する監督上の権限は、拡充され明確化される。新たな監督上の措置には、配当の支払いを停止するための権限（規制資本として認められるハイブリット証券のクーポンの停止を含む）、経営者や取締役の更迭を求める権限、金融の健全性にとって過度のリスクをもたらす業務やビジネス・ラインの売却を銀行に求める権限を含んでいる。

### 2) 回復計画の発動

銀行および投資サービス会社は、CRDのソルベンシー（資産超過）の要件、流動性に関する要件を満たさなくなる場合、ストレス時の一定の状況において金融機関の回復を図るための措置を規定した計画を提出することが求められる。金融機関が事前に策定する回復計画に規定した緊急時の措置が適用されることとなる。

### 3) 特別管理人

CRDの下での監督権限の強化に加えて、監督当局には、CRDの要求に応えられない、

<sup>3</sup> ただし、CRDが求める要件は幅広いことから、CRD違反の性格と重大さに適い、見合った方法で早期介入の措置を図るとしている。

または信頼に足る計画を提出できない、効果的に計画を適用できない金融機関の経営を引き継ぎ、または既存の経営をサポートするために特別管理人 (special manager) を1年間選任する権限が与えられる。特別管理人は、金融機関の健全性を回復するという義務の下で、経営のすべての権限を行使することとなる。その場合、株主の権利はその他の点では影響を受けず、一方、取締役の同意を要する特別管理人による措置については、株主の承認が必要となる。ただし、欧州委員会は特別管理人の選任は政府支援を意味しないこと、特別管理人による措置の責任は監督当局には及ばないことを確認している。

### 3. 破綻処理

#### 1) 破綻処理の枠組み

金融セクターでは他のセクターと異なり、特にシステム上の重要性をもつ金融機関が破綻した場合には通常の倒産手続きを適用することが難しい。そこで欧州委員会は、清算 (liquidation) が現実的なオプションとなることを最終的な目標に置いて、破綻銀行を清算できるようにするために必要な銀行倒産法の改革を検討しているとする。その一方で、金融機関を清算することは必ずしも常に可能というわけではなく、金融の安定という公益上の理由から破綻処理を通じた秩序だった解体 (winding down) が必要な場合があることも認めている。その目的は、金融機関の破綻の影響の波及を最小化し、その重要な経済機能の継続性を確保し、残余資産の価値を最大化し、民間セクターで残余資産の生産的な利用を促すことである。さらに、3つ目のオプションとして、ゴーイングコンサーンで銀行エンティティの維持を図る措置も検討している。ただし、欧州委員会としては、それは最後の手段とすべきであり、また十分に正当化されるケースに限られるとし、限定的な対応とすることで市場規律を促す考えを述べている。ゴーイングコンサーンの措置としては、債権者の一定の損失負担の下、債務の削減 (write down) またはエクイティへの転換という手法が用いられる。

欧州委員会は、金融機関の解体可能性 (resolvable) がないケースにおいては、法的、ビジネス上のストラクチャーの簡素化を図る監督当局の予防的な権限が必要であるとともに、破綻処理の枠組みによって、金融機関の規模や相互関連性に拘わらず金融の安定に影響をもたらさずに破綻処理当局が金融機関の破綻を管理することを確かなものとする述べている。破綻処理の枠組みは、破綻処理手法と破綻処理権限で構成される。

欧州委員会が提示する金融機関を対象とした破綻処理手段としては、以下の方法が挙げられている。

- ① 当局が、株主の同意なしに金融機関または一部のビジネスを承継者に売却するビジネス売却手法 (sale of business tool)
- ② 当局が、破綻金融機関のビジネスの全部または一部 (預金、モーゲージを含む) を一時的にブリッジバンクに承継するブリッジバンク手法 (bridge bank tool)

- ③ 当局が、問題銀行のバランスシートをきれいにするために問題資産、不良資産をバッドバンクに承継する資産分離手法（asset separation tool）
- ④ 債務の削減による手法（debt write down tool）

債務の削減による手法はいわゆるベイルイン（bail-in）と呼ばれ、SIFIsの破綻処理の手法として、国際的に検討が行われている<sup>4</sup>。債務の削減以外の伝統的な破綻処理手法を適用すると、金融システムが危機の状況に陥っている場合に決済システムや貸出機能といったSIFIsが提供するシステム上重要な業務を維持することが難しくなることがある<sup>5</sup>。そのため、欧州委員会は金融機関を業務継続させる補完的な仕組みを検討しており、その中に、問題金融機関のすべてのエクイティを削減し、債務をエクイティに転換して、ゴーイングコンサーンとして一時的または永続的に業務が継続できるよう資本基盤を回復する仕組みとしてのベイルインが含まれる。もっとも、ゴーイングコンサーンといっても、資本増強のようなベイルアウト（救済）の手段は想定されておらず、株主や債権者の負担を前提としている。なお、欧州委員会は債務の削減による手法の法的、政策的な課題を以下のように指摘している。

- ① (a)監督当局の法的権限に基づいて一定条件の下で債務を削減・転換（ベイルイン・オプション）か、(b)強制的な削減・転換の契約条項を含む一定の負債を金融機関が発行する（ベイルイン条項付債務）かの選択
- ② 法的権限による場合、対象債務の種類と債務の優先劣後の順位づけに与える影響<sup>6</sup>
- ③ ファイナンスのコストに与える影響、短期債務または担保付債務によるファンディングを促すリスク、バランスシートの負債側の規制の必要性、一定の債権者の債権順位の変更の可能性
- ④ クロスボーダーのグループに適用する際の複雑さ、債務がEU域外にブックされ、または債務が域外の法律に基づいている場合における外国裁判所の債務の削減・転換に対する承認の確保

一方、破綻処理権限は、破綻処理手法を適用した場合に当局が執行する様々な法的権限のことを指す。具体的には、以下の権限が掲げられている。

- ① 破綻銀行の株式または資産、権利、負債を他の金融機関やブリッジバンクに承継するための権限
- ② 破綻銀行の株式の削減または無効化、債券の削減または転換を行う権限

<sup>4</sup> 小立敬「システム上重要な金融機関（SIFI）に関する政策提案と作業工程」『野村資本市場クォーターリー』2011年冬号を参照。

<sup>5</sup> 欧州委員会は、システム上重要な機能を政府の支援や重大な競争上の支障なしに他の銀行に売却するにはあまりに規模が大きすぎるという問題が生じる一方、市場機能を解体しても容易には代替や新規参加が行われないという問題点を挙げている。

<sup>6</sup> 例えば、金融取引の債権者、デリバティブ、ホールセール預金、担保付社債、グループ内債務に関して、法的、政策的な問題が生じる点を指摘している。

- ③ 上級経営者を更迭する権限
- ④ 権利に対する支払いの一時的な猶予を図る権限
- ⑤ グループ内の他の部門から受ける重要なサービスの継続を求める権限

破綻処理の手法および権限は、株式や債権者の権利を侵害する可能性があることから、破綻処理の枠組みでは、セーフガードと必要に応じて補償の仕組みが設けられることとなる。欧州委員会が検討している補償に係る指針は、影響を被った株主が、倒産手続きの下で金融機関を整理した場合に被ったであろう損失以上の損失が生じないようにするものである。さらに、破綻処理の枠組みは、不動産、資産または負債の承継によって影響を受けたカウンターパーティおよび市場の契約のためにセーフガードを手当てするとともに、影響を受けた参加者が当局の措置に異議を申し立て、金銭的な救済を求める権限を確保するための法的レビューを提供するとしている。そして、当局が破綻処理の措置の一部として、契約を移管した場合のクローズアウト・ネットティングの一時停止の条件も手当てされることとなる<sup>7</sup>。欧州委員会は、早期介入措置に関連してクローズアウトの権利の執行に関する検討も必要だとしている。

欧州委員会は、破綻処理の枠組みは権限執行に関する法的手段に関してあまりに詳細に規定すべきではないとの考えを述べている。現在、加盟国では様々なモデルがすでに存在しており、この段階ではEUで単一モデルを導入する必要はないとの判断が背景にある。

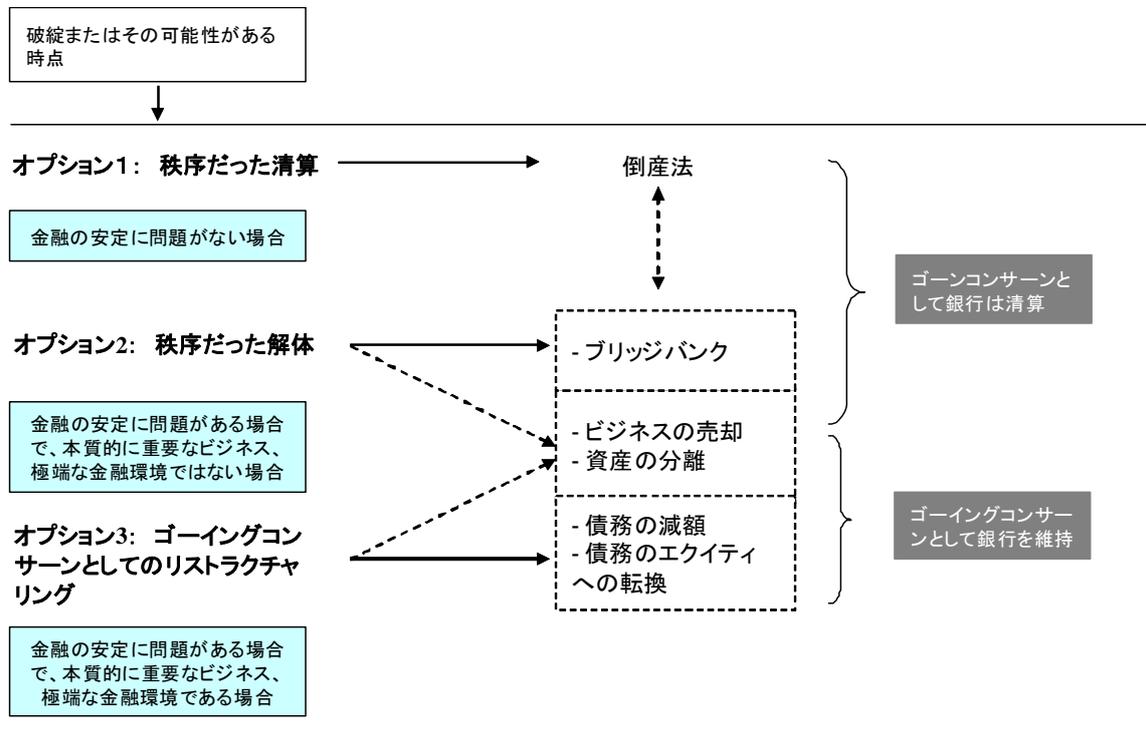
## 2) 破綻処理のトリガー

インソルベント(支払不能)になるまで破綻処理当局による介入が行われないとすると、破綻処理の選択肢の幅は狭まり、より多くのコストが生じる。そのため、破綻処理の手法と権限に関するトリガーの条件の設定によって、銀行のバランスシートがインソルベントになる前に破綻処理当局が行動を起こすことができる。もっとも、破綻処理の手法は株主や債権者の財産権への干渉という問題を抱えているため、トリガーとしては回復のための選択肢がすべて使えなくなる前に、破綻処理の措置を講じないということが必要になる。

欧州委員会は、金融機関のソルベンシーまたは流動性を目的とするトリガーとして、①金融機関の規制資本を毀損させる損失の発生またはその可能性、②金融機関の債務超過の可能性、③通常のビジネス過程における債務不履行の可能性、④ビジネスを遂行するための十分なリソースの不足、⑤銀行業または投資業務を行うためのライセンスの条件を満たさないもしくは満たさなくなる可能性を挙げている。さらに、公益上の観点で破綻処理が必要とされる場合もトリガーとなる。例えば、通常の破綻手続きの下で金融機関を解体すると、金融システムの安定や本質的な金融インフラ・サービスの継続性が確保できない場合である。

<sup>7</sup> クローズアウト・ネットティングとは、取引の当事者のデフォルトなど決済不能な状態に陥った場合に、一括清算するために行われるネットティングのこと。

図表 2 倒産および破綻処理の枠組み



(出所) 欧州委員会資料より野村資本市場研究所作成

### 3) 倒産および破綻処理のオプション

以上をまとめると、倒産および破綻処理としては、図表2のとおり3つのオプションが手当てされる。まず、金融機関が破綻した場合に金融の安定に問題がなければ、倒産法（bankruptcy code）に基づいて「秩序だった清算」が行われる。一方、金融の安定に問題が生じる場合は、基本的には「秩序だった解体」が適用される。その場合は、破綻処理の手法としてブリッジバンクへの承継、ビジネスの売却、資産の分離が行われる。さらに、本質的に重要なビジネスであったり、または極端に金融環境が悪化した場合には、「ゴーイングコンサーンとしてのリストラクチャリング」の選択肢が採用される。その場合は、債務の削減や債務のエクイティへの転換が行われ、ゴーイングコンサーンとして銀行は維持されることとなる。

## IV. クロスボーダーの危機管理における協調

欧州委員会は、統一された域内のクロスボーダーの破綻処理の枠組みによって、単一のEU当局が迅速かつ決定権があり、衡平性が保たれた破綻処理手続きを提供することが望ましいとしている。しかしながら、調和が図られた倒産手続きと単一の欧州監督当局が存

在しない現状では、クロスボーダーの銀行グループを対象とする EU で統一された破綻処理モデルを構築することは困難との認識を示している。そこで、欧州委員会は最初のステップとして、調和のとれた破綻処理手法に基づく枠組みと、関係当局間の協議・協力を求めている。そこには、2つの基本的な方針が示されている。

第一の方針は、既に設置されている監督カレッジを核に設立される破綻処理カレッジである。破綻処理カレッジには、グループ内の各エンティティに関係する破綻処理当局が参加することとなり、EU 域内の親会社に責任をもつ破綻処理当局、つまりグループ・レベルの破綻処理当局が議長に就任する。破綻処理カレッジは、破綻処理計画の策定に責任を持ち、危機時には情報交換と破綻処理の措置の協調を行う場を提供する。

第二の方針は、銀行グループの破綻の場合、グループ・レベルの破綻処理当局が、グループの破綻処理スキームが適切かどうかを決定する権限を有することである。その決定が留保される場合、各国当局はグループの破綻処理スキームの有効性を害する各国の措置の適用を中止することが求められる。また、グループ・レベルの破綻処理当局は、破綻処理カレッジに参加するその他の当局と協働しながら、グループの構造上、組織上の理由から、個々のエンティティごとに破綻処理を行うことが最善であると結論づけることもできる。

グループの破綻処理スキームは、関係当局が策定するグループ単位の破綻処理計画に基づくものであり、それは調和された破綻処理を容易にする。ただし、破綻処理に関する権限は個々の法的エンティティに適用され、破綻処理を行う能力は各国に残っていることから、グループの破綻処理スキームを採用することに関する拘束力はない。各国の金融の安定の必要から各国当局がグループの破綻処理スキームに同意しない場合、各国当局は独自の措置をとることは制限されないが、その場合には、他の加盟国の金融の安定に与える影響を考慮し、破綻処理カレッジにそのような決定を行った理由を説明するとともに、時間制約が許されるならば、独自の措置を実施する前にカレッジの他の加盟国とその理由について、討議することが求められる。

## V. 破綻処理ファンドの設置

破綻処理に要するコストは主に株主、債権者の負担となるが、それでは損失負担が十分ではない場合が生じ得る。そこで、欧州委員会は、破綻処理ファンド (resolution fund) の設立を検討しており、すでに 2010 年 5 月には、破綻処理ファンドに関するコミュニケーションを策定している<sup>8</sup>。欧州委員会が検討する破綻処理ファンドは、各加盟国が設置するそれぞれのファンドを EU レベルで調和を図るという方針である。破綻処理ファンドは、例えば、一時的なブリッジバンクのファイナンス、クレジットの引き出しを避けるためのブリッジバンクの債務保証に利用される。また、ゴーイングコンサーンの手法の場合には、

<sup>8</sup> 小立敬「欧州委員会による破綻処理ファンドの検討」『野村資本市場クォーターリー』2010年夏号（ウェブサイト版）を参照。

エンティティをリストラクチャリングし、責任のある経営者を交替し、無担保債権を削減し、既存株主の権利を希薄化もしくは削減するための適切な措置とともに、一時的なファイナンスが行われる。そのファイナンスの原資が破綻処理ファンドの資金から拠出されることとなる。

欧州委員会が検討する破綻処理ファンドは、以下の特徴をもつ。

- ① 危機管理の枠組みの対象となる銀行には、事前の費用徴収が求められる。ファンドの能力を超えた場合には事後徴収ができる仕組みを手当て
- ② 監督および危機管理の責任分担を反映し、預金保険制度のように、個々の破綻処理ファンドに対しては、同じ加盟国でライセンスを受けた金融機関、他の加盟国に設置された支店がコストを負担
- ③ コスト負担を慎重に考慮。破綻処理のコストの代理変数として主に負債を基準とするものとして域内で完全な調和を図ることを原則とする。ただし、EU 加盟国には域内市場を歪めない限り、費用負担の方法として多様なベースに基づいて決定する裁量権を付与

## VI. 今後のスケジュールと留意点

欧州委員会は、EU の危機管理の枠組みに含まれる取り組みとして、2011 年 6 月までに銀行の回復・破綻処理に関する法案を策定する予定を明らかにしている。そして、正式な提案を行う前に、技術的な詳細事項を含めた市中協議文書が 2011 年 1 月に公表されている<sup>9</sup>。欧州委員会はさらなる検討事項として、銀行倒産法の枠組みの調和を挙げている。その中では、標準的な裁判手続きに比べて迅速で秩序だった清算を可能にするための、行政上の清算手続きの導入、優先順位やクロウバック（回収）の措置に関する規則を含む銀行倒産法のコア原則の調和を図ることが含まれる。欧州委員会は、倒産法のさらなる調和に関して 2012 年末までに報告書を策定する予定を明らかにしている。

欧州委員会の報告書は、EU 域内のクロスボーダーの危機管理および破綻処理の枠組みを明らかにしたものであり、域外の第三国の枠組みとの関係、国際的な破綻処理の方法については、金融安定理事会（FSB）や G20 による国際的な検討に委ねている。一方、欧州委員会の報告書は、欧州議会が 2010 年 7 月に方針決定した EU のクロスボーダーの危機管理の枠組みと比べると、重大な相違がみられる。例えば、欧州議会の方針では、問題金融機関に対する資本注入の選択肢も検討の対象とされ、破綻処理ファンドも EU で単一のファンドが設立されることが示された。欧州委員会と欧州議会の方針の相違がどのように収束していくのかは、今後の重要な論点である。

<sup>9</sup> European Commission, “Technical Details of a Possible EU Framework for Bank Recovery and Resolution,” DG Internal Market and Services Working Document, 6 January, 2011.